

可燃ごみ (もやせるごみ)

出せる もの

主な品目

台所ごみ



- 生ごみ
(残飯・調理くずなど)



- 貝殻

紙製品

※再生可能なものを除く



- 紙くず

- 紙おむつ(汚物はトイレへ)

- トイレトペーパー・ラップの芯



食品の付着のある紙箱など

- 焼きそば・たこ焼きなどの箱で食品の付着があるもの
(可能な限り、食品を取って「資源物」に出してください)



プラスチック製品

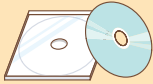
※プラスチック製容器包装を除く

- ポリバケツ、ポリ容器



- 歯ブラシ

- CD・DVD
(プラケースも「可燃ごみ」です)

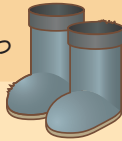


- 子ども用おもちゃ



ゴム製品

- 長ぐつ



- ゴム手袋



- 輪ゴム

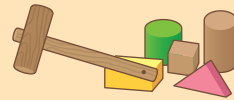
枝木

- 剪定枝



木製品

- 木づち
- 積み木



布製品

- ぬいぐるみ



- 軍手

その他

- 生花・草木・枯葉
- 乾燥剤・保冷剤



出し方のルールとマナー

以下の点に注意してください。

必ず
**可燃ごみ指定袋で
出してください!**



可燃ごみ指定袋に入らない場合は**粗大ごみ**として出してください。

- 生ごみは、十分水切りをしてください。
- 紙おむつは汚物をトイレで流したうえで出してください。
- ひも類などの長いものは、長さ50cm以下に切って出してください。
- 長いものや幅の広いもので長さ50cm以下または50cm角以下に切れないものは「粗大ごみ」扱いとなります。
- 「資源物」として出すことができない布類で幅の広いものは、50cm角以下に切って出してください。(ひもなどで縛らないでください。)
- 金属などの不燃物は取り除き、絶対に入れないでください。
- 木材(枝を含む)類を「可燃ごみ」として処理する場合は、長さ50cm以下、太さ5cm以下にして出してください。
- 草木についた土は取り除いてください。

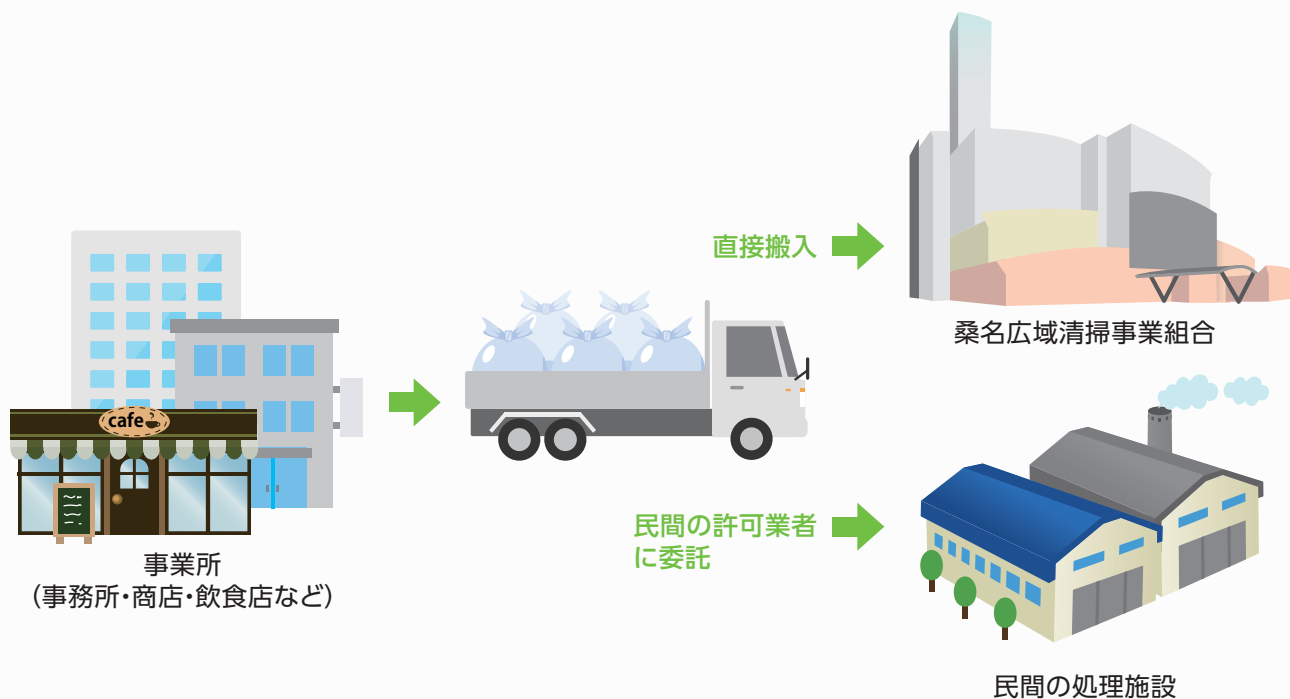
事業系ごみは市の収集には出せません

市が収集するごみは、市内の一般家庭から排出されるごみに限られています。このため、事業所から排出されるごみ(事業系一般廃棄物)は、たとえ市の指定袋を使用したとしても出すことはできません。桑名広域清掃事業組合リサイクルの森に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者(廃棄物対策課にお問い合わせください)に委託するなどして適正に処理してください。

なお、事業所が使用するごみ袋は、異物が混入していないか確認できるような透明な袋に限定しています。透明であれば市販の袋で構いませんので、スーパーなどで購入して排出してください。

参考

桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第5条により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。



生ごみの水切りはしっかりと!

可燃ごみで最も多いのが生ごみで、その大部分は水分といわれています。生ごみの水分は腐敗を促進させ、悪臭の原因となります。生ごみを出す際は、次のことを徹底しましょう。

① できるだけ水に濡らさない

シンク内の三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れると、水分をたくさん含んでしまいます。できるだけ水に濡らさないように心掛けましょう。



② しぼって乾かす

お茶がらやティーバッグは多くの水分を含んでいます。しぼったり乾燥させてから出しましょう。



③ ごみ出し前にひとしぼり

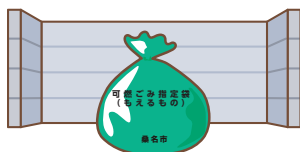
たまった水分を「ぎゅっと」しぼってから出しましょう。



水切りすると…

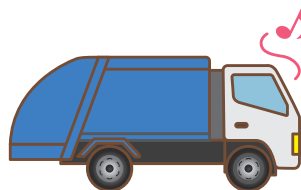
嫌な臭いが減って
集積場が清潔に!

生ごみから出る汁で集積場が汚れたり収集車から道路に漏れ出ることもなくなります。



ごみが軽くなって
ごみ出しもラク!

収集車への積み込みもスムーズになり、効率的に回収できます。



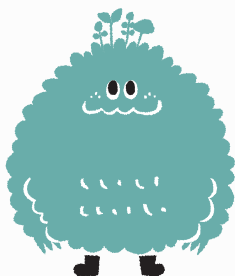
ごみを乾燥させるための
費用が軽減される!

水分の多い生ごみは、燃やすのに時間がかかります。水切りをすることで、効率よくごみを燃やすことができ、焼却量も減らすことができます。



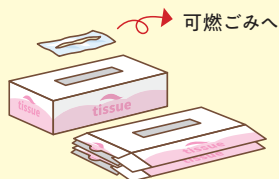
雑がみは資源物へ出しましょう

可燃ごみのうち、生ごみについて多いのが紙類です。この紙類は、分別することでリサイクル可能な「資源物」として出すことができますので、ご協力をお願いします。



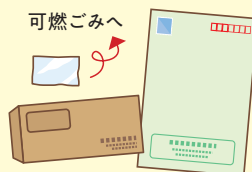
雑がみとは、
具体的に以下に示すものをいいます。
これらは「資源物」として
出してください！

ティッシュボックス



取り出し口のビニール
部分は取り除いて可燃
ごみへ

封筒



窓付き封筒のセロハン
部分は取り除いて可燃
ごみへ

カレンダー・ポスター



金具・ビニールやプラ
スチックなど紙以外の
部分は取り除いて可燃
ごみや不燃ごみへ

紙箱(食品等の空き箱)



汚れのひどいものは
可燃ごみへ

パンフレット・はがき



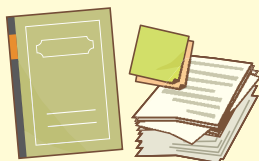
ビニール加工してある
ものは可燃ごみへ

紙袋・包装紙



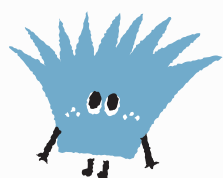
持ち手が紙以外の場合
は取り除く
袋本体がビニール加工し
てあるものは可燃ごみへ

ノート・メモ用紙・プリント類



金具・ビニールやプラ
スチックなど紙以外の
部分は取り除いて可燃
ごみや不燃ごみへ

※シュレッダーした紙類は資源ごみとして出せませんので、可燃ごみとして出してください。



シュレッダーした紙のほか、
紙コップなど水に溶けない加工が
してあるものも出せないだよ。